

平成 1 8 年度  
情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書

米子市総務部総務管財課情報公開係

## はじめに

本報告書は、本市が実施した情報公開制度及び個人情報保護制度の平成18年度における運用状況を取りまとめたものです。

本市におきましては、公文書の公開請求は500件を超え、個人情報保護制度における自己情報開示等の請求は70件を超えました。

今後は、なお一層制度の定着化を図り、より多くの市民に活用されるよう努めて参りたいと考えておりますので、市民並びに関係各位の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成19年4月

米子市長 野坂康夫

# 目 次

1	情報公開制度	
( 1 )	公文書公開請求件数及び処理状況	1
( 2 )	担当課別決定内訳	2
( 3 )	公文書公開請求の処理状況	4
2	情報提供等（公開請求によらないもの）	
( 1 )	平成 1 8 年度における情報提供等件数	1 5
( 2 )	担当課別提供件数	1 5
( 3 )	主な情報提供等の内容	1 5
3	個人情報保護制度	
( 1 )	各種請求の処理状況	1 6
( 2 )	個人情報取扱事務の届出	1 7
( 3 )	個人情報外部提供等に係る総務課協議（協議件数）	1 7
4	米子市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況	
( 1 )	概要	1 8
( 2 )	会議の開催回数	1 8
( 3 )	開催内容	1 8
( 4 )	異議申立て	1 8
( 5 )	審査会委員	1 9
5	外郭団体の情報公開・個人情報保護制度	
( 1 )	情報公開制度	2 0
( 2 )	個人情報保護制度	2 0
6	米子市日吉津村中学校組合の情報公開及び個人情報保護制度の運用状況	
	.....	2 0

## 1 情報公開制度

### (1) 公文書公開請求件数及び処理状況

#### ア 平成 18 年度公文書公開請求件数及び処理状況

(平成 19 年 3 月 31 日現在)

区分 実施機関名	決定内容				合 計
	公 開	一部公開	非公開 (不 存 在)	却 下	
市長	49	20	4(4)	0	73
教育委員会	24	12	0	0	36
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	1	0	0	1
農業委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
水道事業管理者	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0
合計	73	33	4(4)	0	110

#### イ 年度別公文書公開請求件数

年 度	件 数
平成 18 年度	110
平成 17 年度	38
平成 16 年度	71
平成 15 年度	71
平成 14 年度	67
平成 13 年度	206
平成 12 年度	27

## ( 2 ) 担当課別決定内訳

(平成19年3月31日現在)

担当課	決定内訳				合計
	公開	一部公開	非公開 (不存在)	却下	
<b>【市長】</b>	<b>48</b>	<b>21</b>	<b>4(4)</b>	<b>0</b>	<b>73</b>
総務部	24	6	1(1)	0	31
秘書室	0	1	0	0	1
総務課	12	3	1	0	16
職員課	9	0	0	0	9
財政課	3	1	0	0	4
入札契約課	0	0	0	0	0
課税課	0	0	0	0	0
収税課	0	0	0	0	0
検査専門員	0	0	0	0	0
行政改革推進室	0	1	0	0	1
人権政策部	0	0	0	0	0
人権政策課	0	0	0	0	0
男女共同参画推進室	0	0	0	0	0
企画部	1	1	0	0	2
企画課	0	1	0	0	1
地域政策課	1	0	0	0	1
市民参画課	0	0	0	0	0
市民環境部	1	0	0	0	1
市民課	0	0	0	0	0
環境政策課	1	0	0	0	1
環境事業課	0	0	0	0	0
福祉保健部	2	1	1	0	4
福祉課	0	1	1	0	2
障がい者支援課	1	0	0	0	1
長寿社会課	0	0	0	0	0
児童家庭課	1	0	0	0	1
保険課	0	0	0	0	0
健康対策課	0	0	0	0	0
経済部	3	0	0	0	3
商工課	0	0	0	0	0
観光課	3	0	0	0	3
農政課	0	0	0	0	0
水産振興室	0	0	0	0	0
耕地課	0	0	0	0	0
建設部	17	13	2(2)	0	32
管理課	1	1	0	0	2

担当課	決定内訳				合計
	公開	一部公開	非公開 (不存在)	却下	
土木課	0	0	0	0	0
建築課	0	0	0	0	0
都市計画課	1	4	1(1)	0	6
建築指導室	9	2	1(1)	0	12
都市整備課	6	6	0	0	12
下水道部	0	0	0	0	0
業務課	0	0	0	0	0
計画課	0	0	0	0	0
工務課	0	0	0	0	0
施設課	0	0	0	0	0
淀江支所	0	0	0	0	0
振興課	0	0	0	0	0
市民生活課	0	0	0	0	0
福祉保健課	0	0	0	0	0
地域整備課	0	0	0	0	0
会計課	0	0	0	0	0
【教育委員会】	27	12	0	0	39
庶務課	11	2	0	0	13
学校教育課	0	2	0	0	2
生涯学習課	2	0	0	0	2
文化課	10	8	0	0	18
体育課	3	0	0	0	3
学校給食課	1	0	0	0	1
スポ・レク祭推進室	0	0	0	0	0
淀江分室	0	0	0	0	0
【選挙管理委員会】	0	0	0	0	0
【公平委員会】	0	0	0	0	0
【監査委員】	0	1	0	0	1
【農業委員会】	0	0	0	0	0
【固定資産評価審査委員会】	0	0	0	0	0
【水道事業管理者】	0	0	0	0	0
【議会】	0	0	0	0	0
合 計	75	34	4	0	113

一請求で複数の課に該当するものがあるため、(1)と(2)の件数は一致しません。

## (3)公文書公開請求の処理状況

No	請求日	請求者区分	所管課名	請求内容又は公文書名	決定区分	決定日	非公開の理由	備考
1	H18.4.4	個人	職員課	職員職歴	公開	H18.4.4		
2	H18.4.4	個人	庶務課 (関係各課)	西部地震被害状況に係る全文書、及び県又は国に報告した文書	公開	H18.4.19		
3	H18.4.5	個人	都市整備課	平成16年7月9日付け発米都整第41号による公文書公開決定及び平成18年3月27日付け発米都整第106号による公文書一部公開決定を行った決裁票	公開	H18.4.10		
4	H18.4.6	個人	福祉課	生活保護世帯に係る世帯分割決定のための審査基準、判断基準及び根拠	非公開	H18.4.19	文書不存在	
5	H18.4.10	個人	総務課	西部地震に係る平成12年10月19日付け災害対策本部長名の文書により、各部局から情報班(企画課)あてに提出された2号から10号様式による全報告書	非公開	H18.4.20	文書不存在	
6	H18.4.10	個人	都市整備課	西部地震に係る、平成12年災害決定第3104、3105号、公園災害復旧工事に係る理由書、予算議決書及び関係書類綴の全文書	一部公開	H18.4.25	所在不明	
7	H18.4.12	法人	総務課	平成18年1月1日から平成18年3月31日までの米子市住居表示に関する条例第3条及び同規則第3条の様式第1号による建築物新築等届出書	公開	H18.4.20		
8	H18.4.12	個人	都市整備課	都市整備課公園緑地係が保管する平成13年度に作成された西部地震による災害に係る全文書及び災害復旧事業に係る全文書	一部公開	H18.5.29	個人情報	延長決定
9	H18.4.14	個人	文化課	米子市歴史館条例に係る内規文書の全文書	公開	H18.4.28		
10	H18.4.13	個人	地域政策課	平成18年4月11日付け発米地第8号により公文書一部公開決定を行った決裁票	公開	H18.4.21		
11	H18.4.18	個人	文化課	エバ・中ビル共同企業体と教育委員会で取りかわした引継書の全文書及び収蔵資料関係の文書等のリスト表全部	一部公開	H18.4.28	個人情報	
12	H18.4.21	法人	建築指導室	平成17年12月1日から平成18年3月31日までに確認通知書をおろした建築計画概要書(第2面及び第3面)	公開	H18.5.8		
13	H18.4.24	個人	総務課	平成17年4月20日付け発米総第43号による公文書非公開決定を行った決裁票	公開	H18.5.10		

14	H18.4.26	個人	文化課	「伯耆の国よなご文化創造計画基本計画」(素案)に係る起案文書(原案を作成し、平成17年9月8日に決裁した文書)から、平成18年3月28日付け「素案に対する意見募集」を決裁した文書までの全文書	一部公開	H18.5.11	個人情報 法人情報 審議・検討・協議等	
15	H18.4.26	個人	福祉課	1 生活保護法に基づく世帯分割申請に係る審査基準及び処分基準一切 2 生活保護法に基づく転居に要する費用(移送費、敷金及び家賃)の申請に係る審査基準及び処分基準一切 3 生活保護法及び関係する法令	一部公開	H18.5.10	文書不存在	異議申立て
16	H18.4.26	個人	庶務課	平成18年4月19日付け発米教庶第8号により公文書公開決定を行った決裁票	公開	H18.4.28		
17	H18.4.26	個人	庶務課 (関係各課)	平成12年10月6日から平成13年3月31日までの関係課ごとの西部地震に関する全文書綴	一部公開	H18.5.11	個人情報	
18	H18.5.1	法人	都市計画課 (建築指導室)	平成17年10月1日から平成18年3月31日までに工事が完了した都市計画法に基づく開発行為における開発区域図、公図、土地利用計画図、求積図(区画線の入っているもの)、開発行為許可申請書及び設計説明書 平成17年10月1日から平成18年3月31日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号道路位置指定における指定位置図、公図、平面図及び求積図(区画線の入っているもの)	一部公開	H18.5.11	個人情報	
19	H18.5.1	個人	都市整備課	建設部都市整備課公園緑地係で平成12年10月6日から平成13年3月末までに作成された西部地震に係る全文書綴 1 国又は県からの收受文書、県又は国に提出した全文書及び庁内関係文書の全文書 2 工事関係文書で管理課が保存する全文書 3 城山復旧工事に係る文化課から引継いだ全文書	一部公開	H18.6.15	個人情報 文書不存在	延長決定
20	H18.5.10	個人	観光課 (関係各課)	市長部局において、指定管理者制度に係る委託料の原案を作成し、平成17年12月予算要求として提出した下記文書原本を綴り込んだ全文書 1 予算要求として各課で作成、提出を伺った起案文書 2 同上文書より委託料を集計した、算出根拠となる関係資料(件名、項目、数量、単価及び金額等を記した文書、担当者作成の詳細予算書並びに業者・団体が提出した見積書及び相見積書等の全文書) 3 年度予算の「委託料」として計上し、平成17年12月に予算要求として提出を伺った各課事業ごとの原本文書 4 市長査定を受け「年度予算要求額」として決裁を得た平成18年度予算要求書の全文書	公開	H18.5.23		



No	請求日	請求者区分	所管課名	請求内容又は公文書名	決定区分	決定日	非公開の理由	備考
21	H18.5.10	個人	庶務課 (関係各課)	教育委員会において、指定管理者制度に係る委託料の原案を作成し、平成17年12月予算要求として提出した下記文書原本を綴り込んだ全文書 1 予算要求として各課で作成、提出を伺った起案文書 2 同上文書より委託料を集計した、算出根拠となる関係資料(件名、項目、数量、単価及び金額等を記した文書、担当者作成の詳細予算書並びに業者・団体が提出した見積書及び相見積書等の全文書) 3 年度予算の「委託料」として計上し、平成17年12月に予算要求として提出を伺った各課事業ごとの原本文書 4 市長査定を受け「年度予算要求額」として決裁を得た平成18年度予算要求書の全文書	公開	H18.5.25		
22	H18.5.11	個人	文化課	美術館に係る指定管理者と教育委員会で取りかわした収蔵品の引継書及び当該引継書により引き渡した収蔵物品のリスト表全部	公開	H18.5.24		
23	H18.5.12	個人	文化課	平成17年3月25日付け発米教文第450号により公文書公開請求却下決定を行った決裁票	公開	H18.5.26		
24	H18.5.12	個人	総務課	平成18年4月27日付け発米総第56号により公文書一部公開決定を行った決裁票	公開	H18.5.23		
25	H18.5.12	個人	都市整備課	平成18年4月27日付け発米都整第8号により公文書一部公開決定を行った決裁票	公開	H18.5.29		
26	H18.5.19	個人	都市整備課	米子市緑の基本計画に係る全文書を綴った文書綴	一部公開	H18.6.2	個人情報	
27	H18.5.29	個人	行政改革推進室	指定管理者制度に係る下記文書 1 平成16年4月に総務課法制係で着手した「事務作業方針」とする文書を作成した以後、行政改革推進室に引継いだ全文書 2 平成17年6月1日より課を新設して作成した関連文書の全部 3 平成18年「広報よなご」5月号に「意見募集」の掲載を伺った原本文書までの全文書綴	一部公開	H18.6.2	個人情報 法人情報	
28	H18.5.29	個人	庶務課	平成18年5月1日付け発米教庶第14号により公文書一部公開決定を行った決裁票	公開	H18.5.31		

29	H18.5.29	個人	文化課	平成18年5月11日付け発米教文第77号により公文書一部公開決定を行った決裁票	公開	H18.6.8		
30	H18.5.29	個人	文化課	「伯耆の国よなご文化創造計画・素案」に係る文書の下記文書綴 1 平成16年12月に「検討委員会予算(523,000円)」を平成17年度暫定予算として提出を伺った文書及び関連文書 2 平成16年12月から平成17年度末までに作成された全文書綴	一部公開	H18.7.13	個人情報 法人情報 審議・検討・協議等	延長決定 第三者照会 異議申立て
31	H18.5.29	個人	観光課	平成18年5月23日付け発米観第13号により公文書公開決定を行った決裁票	公開	H18.6.2		
32	H18.5.29	個人	総務課	米子市文書取扱規定第26条第2項に定める、毎年度当初に各課から総務課に提出を受け保存されている「簿冊目録及び文書目録」の平成14、15、16、17年度分の次の課のもの 1 建設部都市整備課区画整理係及び公園緑地係 2 教育委員会庶務課、文化課及び体育課	一部公開	H18.6.13	個人情報 文書不存在	
33	H18.6.1	個人	総務課	米子消防署改築建築主体工事アスベスト検査報告書	公開	H18.6.1		
34	H18.6.6	個人	総務課 (関係各課)	市長部局において、指定管理者制度に移行した各施設の毎年度(平成15年度から平成18年度)当初に作成又は報告のあった、上・下期別の利用状況がわかる下記集計文書 1 各施設・各部屋別の毎年度の利用料、観覧料、総額及び年間入場者数 2 すでに委託されている施設については、年度ごとの委託契約関係の全文書 3 委託施設から提出のあった毎年度の利用状況及び収支決算書の全文書	一部公開	H18.6.21	個人情報 文書不存在	
35	H18.6.6	個人	庶務課 (関係各課)	教育委員会部局において、指定管理者制度に移行した各施設の毎年度(平成15年度から平成18年度)当初に作成又は報告のあった、上・下期別の利用状況がわかる下記集計文書 1 各施設・各部屋別の毎年度の利用料、観覧料、総額及び年間入場者数 2 すでに委託されている施設については、年度ごとの委託契約関係の全文書 3 委託施設から提出のあった毎年度の利用状況及び収支決算書の全文書	一部公開	H18.7.10	個人情報	
36	H18.6.5	個人	建築指導室	平成18年4月1日から平成18年5月31日までに確認済書をおろした建築計画概要書(第2面及び第3面)	公開	H18.6.15		

No	請求日	請求者区分	所管課名	請求内容又は公文書名	決定区分	決定日	非公開の理由	備考
37	H18.6.8	個人	企画課	新米子市総合計画(米子いきいきプラン)の起案から素案作成、意見募集に至る間の全文書綴	一部公開	H18.6.23	個人情報	
38	H18.6.9	個人	庶務課	平成18年5月25日付け発米教庶第22号により公文書公開決定を行った決裁票	公開	H18.6.14		
39	H18.6.9	個人	総務課 (関係各課)	市長部局において、指定管理者制度に係る委託料の原案を作成し、平成17年12月予算要求として提出した下記文書原本を綴り込んだ全文書綴 1 予算要求として各課で作成、提出を伺った起案文書 2 同上文書より委託料を集計した、算出根拠となる関係資料(件名、項目、数量、単価及び金額等を記した文書、担当者作成の詳細予算書並びに業者・団体が提出した見積書及び相見積書等の全文書 3 年度予算の「委託料」として計上し、平成17年12月に予算要求として提出を伺った各課事業ごとの原本文書 4 市長査定を受け「年度予算要求額」として決裁を得た平成18年度予算要求書の全文書	一部公開	H18.6.26	個人情報 法人情報	
40	H18.6.13	個人	職員課	職員職歴	公開	H18.6.16		
41	H18.6.22	個人	職員課	平成18年6月19日付け発米職第42号により送達を受けた「回答書」の決裁票	公開	H18.6.26		
42	H18.6.22	個人	職員課	職員職歴	公開	H18.6.26		
43	H18.6.22	個人	都市整備課	平成18年6月15日付け発米都整第25号により公文書一部公開決定を行った決裁票	公開	H18.7.3		
44	H18.6.26	個人	庶務課	平成9年度から平成15年度に実施された米子市学校図書職員採用試験における、作文試験の課題内容	公開	H18.7.4		
45	H18.7.11	法人	都市計画課	平成18年4月1日から平成18年6月30日までに工事が完了した都市計画法に基づく開発行為における開発許可申請書、設計説明書、開発区域図、公図、平面図(給排水計画図、造成計画平面図など)及び求積図	一部公開	H18.7.18	個人情報	

46	H18.7.11	法人	建築指導室	平成18年4月1日から平成18年6月30日までの建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定の申請書、公図、付近見取図、計画平面図及び求積図等	一部公開	H18.7.25	個人情報	
47	H18.7.18	法人	総務課	平成18年4月1日から平成18年6月30日までの住居表示新設受付簿(新築建物設定表)及び当該建物の住居表示台帳	公開	H18.7.31		
48	H18.7.24	個人	職員課	職員職歴	公開	H18.7.26		
49	H18.7.24	個人	職員課	平成18年7月20日付け発米職第59号により送達を受けた「回答書」の決裁票	公開	H18.7.26		
50	H18.7.25	個人	文化課	米子市歴史館指定管理者に関する指定申請関係書類等(指定申請書及び基本年度協定書)	公開	H18.7.25		
51	H18.7.31	個人	文化課	よなご文化創造計画に係る「創造計画検討委員会」の委員選定に関する全文書、部内検討会議等の全文書並びに検討委員会の第1回から第4回に至る間の各会議の配布資料及び会議議事録の全文書	一部公開	H18.8.14	個人情報	
52	H18.8.3	法人	建築指導室	建築計画概要書	公開	H18.8.8		
53	H18.8.7	個人	文化課	平成18年7月13日付け発米教第158号により公文書一部公開決定を行った決裁票	公開	H18.8.14		
54	H18.8.10	個人	財政課	財政課が所管する平成12年10月の西部地震に係る、11月、12月及び3月補正予算要求書	一部公開	H18.8.23	文書不存在 個人情報	
55	H18.8.10	個人	都市整備課	1 米子市福祉事業団が提出した平成10年6月10日付け「公園施設許可申請書」及び「使用料等減免申請書」 2 平成18年5月8日付け「弓ヶ浜わくわくランドの運営」について の原稿、及びその中に記載の「今後の収支、赤字補填、利用者数見込み」の一覧表数値の算出根拠	公開	H18.8.25		
56	H18.8.24	個人	文化課	1 平成18年7月26日に行われた伯耆の国よなご文化創造計画に係る第4回検討委員会の会議議事録及び報告書 2 西部地震に係る以下の工事完了までの全文書 後藤家住宅(国指定) 深田氏庭園、高田住家、清洞寺、荒尾家、小原長屋門、 横田内膳、芋代官(県指定) 素鳳コレクション(未指定)	一部公開	H18.9.8	個人情報 法人情報	

No	請求日	請求者区分	所管課名	請求内容又は公文書名	決定区分	決定日	非公開の理由	備考
57	H18.8.24	個人	庶務課 (関係各課)	西部地震に係る工事関係文書のすべての契約ごとの「支出命令書」	公開	H18.9.8		
58	H18.8.25	法人	障がい者支援課	米子市中心身障害者福祉センター、米子サン・アビリティーズ及び米子市老人憩いの家の指定管理者の募集における指定申請書(様式第1号から第3号)	公開	H18.9.11		
59	H18.8.25	法人	児童家庭課	米子市福祉保健総合センター、米子市保健センター、米子市老人福祉センター及び米子市淀江老人福祉センターの指定管理者の募集における指定申請書(様式第1号から第3号)	公開	H18.9.7		
60	H18.8.25	法人	管理課	米子市万能町駐車場、米子駅前地下駐車場及び米子駅前地下駐車場における指定申請書(様式第1号から第3号)	公開	H18.9.1		
61	H18.8.25	法人	観光課	米子市伯耆古代の丘公園の指定管理者の募集における指定申請書(様式第1号から第3号)	公開	H18.9.5		
62	H18.8.25	法人	体育課	米子市菅東山水泳場の指定管理者の募集における指定申請書(様式第1号から様式第3号)	公開	H18.9.5		
63	H18.8.25	法人	生涯学習課	米子市児童文化センターの指定管理者の募集における指定申請書(様式第1号から第3号)	公開	H18.8.30		
64	H18.8.25	法人	文化課	米子市山陰歴史館、米子市福市考古資料館及び米子市淀江歴史民族資料館の指定管理者の募集における指定申請書(様式第1号から様式第3号)	公開	H18.9.1		
65	H18.8.25	法人	都市整備課	都市公園の指定管理者の募集における指定申請書(様式第1号から第3号)	公開	H18.9.11		
66	H18.8.25	個人	都市整備課	弓ヶ浜わくわくランド建設工事に関して、財団法人米子市福祉事業団から報告のあった「融資金返済予定表」、監督業務の発令文書及び監督業務の記録文書	一部公開	H18.9.12	文書不存在	
67	H18.8.25	個人	財政課	平成18年8月23日付け発米財第138号により公文書一部公開決定を行った決裁票	公開	H18.8.30		

68	H18.8.28	法人	建築指導室	平成18年6月1日から平成18年7月31日までに確認済書をおろした建築計画概要書の第2面及び第3面	公開	H18.9.8		
69	H18.8.28	個人	職員課	職員職歴	公開	H18.8.30		
70	H18.8.31	個人	財政課	庶務課及び文化課における西部地震に係る全復旧工事の予算について、平成12年11月の時点の文書で財政課が作成した下記文書 1 復旧工事ごとの事業費財源の内訳詳細のわかる文書 2 地方債について、借入金、金額等を申請して認可を得た申請書及び当該許可書	公開	H18.9.12		
71	H18.8.31	個人	都市整備課	都市整備課公園緑地係が所有する、わくわくランドに係る全文書	一部公開	H18.10.17	個人情報 文書不存在	延長決定
72	H18.9.12	個人	庶務課	平成18年9月8日付け発米教庶第60号により公文書公開決定を行った決裁票	公開	H18.9.22		
73	H18.9.12	個人	文化課 体育課 生涯学習課 学校給食課	教育委員会における、西部地震に係る工事関係文書のすべての契約ごとの「支出命令書」(庶務課以外)	公開	H18.9.19		
74	H18.9.12	個人	財政課	民間借地料の施設別の平成17、18年度の契約書に提示された借地料、契約書の借地料規定条項及び借地料改定条項	公開	H18.9.26		
75	H18.9.12	個人	庶務課	昭和50年度に米子市が行った、加茂中学校増築工事に伴う都市計画法第53条申請に関する文書	公開	H18.9.14		
76	H18.9.13	法人	総務課	民事訴訟平成12年(行ウ)第2号事件の裁判の流れが把握できる文書	公開	H18.9.14		
77	H18.9.14	個人	総務課	清掃工場住民代位訴訟に係る原告及び被告の準備書面	公開	H18.9.14		
78	H18.9.14	法人	総務課	清掃工場住民代位訴訟に係る原告訴状及び被告答弁書	公開	H18.9.14		
79	H18.9.14	法人	総務課	清掃工場住民代位訴訟に係る被告答弁書及び原告訴えの変更申立書	公開	H18.9.14		
80	H18.9.15	個人	文化課	伯耆の国よなご文化創造計画検討委員会第1回から第4回の会議録	一部公開	H18.9.19	個人情報	
81	H18.9.15	個人	文化課	伯耆の国よなご文化創造計画検討委員会第5回の会議録	公開	H18.9.19		
82	H18.9.21	個人	職員課	職員職歴	公開	H18.9.27		

No	請求日	請求者区分	所管課名	請求内容又は公文書名	決定区分	決定日	非公開の理由	備考
83	H18.9.21	個人	体育課	平成18年9月19日付け発米教体第134号により公文書公開決定を行った決裁票	公開	H18.9.29		
84	H18.9.21	個人	文化課	伯耆の国よなご文化創造計画に係る下記会議について、配布した討議資料及び集約の議事録等、討議の内容が分かる全文書 1 平成18年度第1回から第3回までの幹事会及び第5回検討委員会 2 平成18年5月16日、同月17日及び同月22日開催ワーク部会	一部公開	H18.10.6	個人情報	
85	H18.9.29	個人	都市整備課	平成18年9月12日付け発米都整第37号により公文書一部公開決定通知を行った決裁票	公開	H18.10.17		
86	H18.10.1	個人	職員課	職員職歴	公開	H18.10.4		
87	H18.10.2	個人	総務課	平成米子市年3月31日合併時における公安条例規則の取扱いに係る米子市、県警本部及び県公安委員会作成文書	公開	H18.10.2		
88	H18.10.13	法人	総務課	平成18年7月1日から平成18年9月30日までの建築物の新築届の受付簿等(新築物の住居番号と町名地番が明記されている資料)	公開	H18.10.17		
89	H18.10.17	個人	文化課	平成18年7月31日から平成18年10月17日までの伯耆の国よなご文化創造計画に係る全文書	一部公開	H18.11.1	個人情報	
90	H18.10.20	個人	庶務課	平成18年10月16日付け発米教庶第68号により送付を受けた「回答書」を決裁した決裁票	公開	H18.10.30		
91	H18.10.23	個人	秘書室 (財政課)	1 平成18年1月から6月に支出された首長交際費に関する支出金調書、支出負担行為及び支出仕訳書又はこれに類する書類、現金出納簿又はこれに類する書類並びに証拠書類一切 2 平成18年度予算における各種団体への補助金一覧表及び補助目的又は補助理由を記載した書類	一部公開	H18.11.7	個人情報	
92	H18.10.23	個人	文化課	エバ・中ビル共同企業体が指定管理者の応募書類として提出した書類	公開	H18.11.6		
93	H18.10.23	個人	米子市監査委員	監査委員が農業委員会に対して行った最新の年度における監査の過程で職務上作成又は取得した書類、資料及びメモの一切	一部公開	H18.11.9	個人情報	

94	H18.10.23	個人	庶務課 (関係各課)	平成18年1月から6月中に教育委員会が行った事業において支出された食料費に関する支出金調書、支出負担行為及び支出仕訳書又はこれに類する書類、現金出納簿又はこれに類する書類並びに証拠書類一切	公開	H18.11.6		
95	H18.10.23	法人	建築指導室	平成18年7月1日から平成18年9月30日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における公図、位置図、平面図及び求積図(区画線の入っているもの)	一部公開	H18.11.6	個人情報	
96	H18.10.23	法人	都市計画課	平成18年7月1日から平成18年9月30日までの工事完了分の都市計画法に基づく開発行為における開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、公図、給排水計画図及び求積図(区画線の入っているもの)	一部公開	H18.11.7	個人情報	
97	H18.10.30	法人	建築指導室	平成18年8月1日から平成18年9月30日までに確認をおろした建築計画概要書(第2面及び第3面)	公開	H18.11.13		
98	H18.12.14	個人	建築指導室	建築計画概要書	公開	H18.12.18		
99	H18.12.18	法人	建築指導室	平成18年10月1日から平成18年11月30日までに確認をおろした建築計画概要書(第2面及び第3面)	公開	H18.12.29		
100	H18.12.20	法人	管理課	米子市の境界に関する資料	一部公開	H18.12.27	個人情報	
101	H18.12.29	法人	環境政策課	平成18年度市指定ごみ袋の入札結果、仕様書及び入札指定業者の選定基準(市指定ごみ袋に限る)	公開	H19.1.9		
102	H19.1.18	個人	総務課	啓成小学校の耐震診断の報告書	公開	H19.1.23		
103	H19.2.5	法人	都市計画課	平成18年10月1日から平成18年12月31日までの工事が完了分の都市計画法に基づく開発行為における開発行為許可申請書、設計説明書、位置図、公図、給排水計画図及び求積図(区画線の入っているもの)	一部公開	H19.2.16	個人情報	
104	H19.2.5	法人	建築指導室	平成18年10月1日から平成18年12月31日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における、公図、位置図、平面図及び求積図(区画線の入っているもの)	公開	H19.2.16		
105	H19.2.9	法人	都市計画課	第3回、第4回及び第10回米子市都市計画審議会議事録	公開	H19.2.15		
106	H19.2.22	法人	建築指導室	平成18年12月1日から平成19年1月31日までに確認済書をおろした建築計画概要書(第2面及び第3面)	公開	H19.3.7		
107	H19.2.23	法人	建築指導室	平成19年1月1日から平成19年1月31日までに指定された建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路位置指定における申請書(カガミ部分)及び位置図	非公開	H19.3.6	文書不存在	



No	請求日	請求者区分	所管課名	請求内容又は公文書名	決定区分	決定日	非公開の理由	備考
108	H19.2.23	法人	都市計画課	平成19年1月1日から平成19年1月31日までの工事完了分の都市計画法に基づく開発行為における開発行為許可申請書(カガミ部分)、設計説明書及び位置図	非公開	H19.3.1	文書不存在	
109	H19.3.28	法人	学校教育課	平成17年(ワ)第88号訴状	一部公開	H19.3.28	個人情報	
110	H19.3.28	法人	学校教育課	平成17年(ワ)第88号訴状	一部公開	H19.3.28	個人情報	

## 2 情報提供等（公開請求によらないもの）

(1) 平成18年度における情報提供等件数	合計	58件
(内訳) 閲覧		11件
閲覧と交付		43件
相談		4件

### (2) 担当課別提供件数

担当課	件数
財政課	17件
総務課	16件
議会事務局	9件
文化課	8件
職員課	4件
福祉課	4件
商工課	3件
入札契約課	2件
行政改革推進室	2件
市民課	2件
児童家庭課	2件
生涯学習課	2件
観光課	2件
管理課	2件
都市整備課	2件
体育課	2件
建築指導室	1件
合計	80件

請求件数が0件の担当課については記載を省略しました。

複数の課に該当するものがあるため、(1)と(2)の件数は一致しません。

### (3) 主な情報提供等の内容

- ア 平成18年度米子市予算書
- イ 平成19年度米子市予算書
- ウ 指定管理者制度に関するもの
- エ 議会関係議事録

### 3 個人情報保護制度

( 1 ) 各種請求の処理状況 ( 請求区分 : 開示請求、訂正請求、削除請求、目的外利用及び外部提供の中止請求 )

No	受付年月日	請求区分	請求内容	所管課	決定区分 (不開示理由)
1	H18.4.6	開示請求	市営住宅家賃を生活保護費から直接納付するための委任状若しくは依頼書並びに平成 11 年 4 月宿泊研修費支払いに係る生活保護変更申請書	福祉課	一部開示 (文書不存在)
2	H18.4.18	開示請求	平成 15 年から現在までの生活保護医療要否意見書	福祉課	開示
3	H18.5.1	開示請求	平成 18 年 4 月 28 日職員に聞き取りを依頼した情報	職員課	不開示 (文書不存在)
4	H18.7.13	開示請求	平成 18 年 1 月 5 日から現在までの住民票の写し等交付申請書	市民課	一部開示 (文書不存在)
5	H18.7.19	開示請求	過去 10 年分の市県民税課税台帳	課税課	一部開示 (文書不存在)
6	H18.7.19	開示請求	過去 10 年分の市県民税課税台帳	課税課	一部開示 (文書不存在)
7	H18.7.19	開示請求	過去 10 年分の市県民税課税台帳	課税課	一部開示 (文書不存在)
8	H18.7.19	開示請求	過去 10 年分の市県民税課税台帳	課税課	一部開示 (文書不存在)
9	H18.8.1	開示請求	平成 18 年 7 月 14 日から現在までの間の住民票の写し等交付申請書	市民課	一部開示 (第三者の個人情報)
10	18.11.27	開示請求	平成 18 年 8 月から平成 18 年 9 月までの住民票の写し等交付申請書及び戸籍の交付申請書に関する文書	市民課	一部開示 (文書不存在)
11	H18.12.15	開示請求	平成 16 年 7 月から平成 18 年 7 月までの住民票の写し等交付申請書及び戸籍の交付申請書に関する文書	市民課	開示

( 2 ) 個人情報取扱事務の届出

ア 概要

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、「個人情報取扱事務の名称」、「個人情報取扱事務の目的」及び「個人情報の記録項目」等を市長に届け出なければならない。

イ 個人情報取扱事務届出件数

774件

( 3 ) 個人情報外部提供等に係る総務課協議（協議件数）

概要

市が保有している市民の皆さんの個人情報を適正に管理するため、次のことに関しては総務課に協議することになっています。

(ア) 個人情報を取り扱う事務を開始・変更・廃止するとき（107件）

(イ) 個人情報の収集は原則として、本人から行うこととしているが、例外的に本人以外収集を行う必要があるとき（19件）

(ウ) 目的外利用（所管課が保有する個人情報を収集した目的以外で、同一実施機関内に限り利用すること）は原則として、禁止しているが、例外的に目的外利用を行う必要があるとき（94件）

(エ) 外部提供（所管課が保有する個人情報を実施機関以外の者へ提供すること）は原則として、禁止しているが、例外的に外部提供を行う必要があるとき（43件）

(オ) 外部委託（個人情報の取扱いを伴う業務を実施機関以外の者に委託すること）を行うとき（31件）

個人情報取扱事務についてまとめたものを情報公開コーナー（市役所3階総務管財課隣り）に一覧リストとして備え付けていますので、閲覧希望の方はお越しください。

#### 4 米子市情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

##### ( 1 ) 概要

米子市情報公開・個人情報保護審査会とは、公文書非公開決定、自己情報不開示決定等に対する異議申立てを審査するとともに、制度全般の運営等について審議をする市長の附属機関です。

##### ( 2 ) 会議の開催回数

11回

##### ( 3 ) 開催内容

情報公開条例に基づく公文書公開決定等に対する異議申立ての諮問について調査審議を行った。

##### ( 4 ) 異議申立て

ア 件数 2件

イ 処理状況

答申済み 3件（継続審議分1件を含む。）

ウ 内容等一覧

No	受付年月日	趣旨	所管課名	審査会答申内容	処理状況
1	H18・1・26	「障害程度区分認定モデル事業に係る文書のうち、医師意見書で自閉症と診断された人の分及び厚生労働省へ送付した電子データ」の公文書公開請求に対して、医師意見書で自閉症と診断された人の文書を非公開とした処分を取消し、公開を求める異議申立て	障がい者支援課	平成18年6月21日 棄却 (資料 参照)	審査会の答申を尊重し、棄却した。

2	H18.7.11	「(1)生活保護法に基づく世帯分割申請に係る審査基準及び処分基準一切 (2)生活保護法に基づく転居に要する費用(移送費、敷金、家賃)の申請に係る審査基準及び処分基準一切 (3)生活保護法及び関係する法令、条例等(公示、通達、通知、規則、要綱等)に置かれている世帯分割の根拠となる規程」の公文書公開請求に対し、上記(1)及び(3)を非公開とした処分を取り消し、公開を求める異議申立て	福祉課	平成18年10月31日 棄却 (資料 参照)	審査会の答申を尊重し、棄却した。
3	H18.8.9	処分庁が異議申立人に対し通知した、旧財団法人淀江町教育文化事業団と異議申立人との間で締結された複写機に係るトータルサービス契約書及び当該トータルサービス契約条項を公開するとして公文書公開第三者決定に係る公文書一部公開決定の取り消しを求める異議申立て	文化課	平成18年12月26日 棄却 (資料 参照)	審査会の答申を尊重し、棄却した。

(5) 審査会委員

平成19年3月31日現在

役 職	名 前	職 名 等
会 長	牧 田 幸 人	大学名誉教授
	太 田 正 志	弁護士
	金 川 和 子	家庭裁判所調停委員
	樋 口 直 樹	元 小学校校長
	網 崎 孝 志	大学教授

## 5 外郭団体の情報公開・個人情報保護制度

### (1) 情報公開制度

#### ア 制定・施行団体 11 団体

(ア) 米子市が資本金(出資金)を1/2以上出資(出損)している法人

社会福祉法人米子福祉会

財団法人米子市福祉事業団

米子市土地開発公社

財団法人米子市開発公社

財団法人米子市生活環境公社

財団法人米子市教育文化事業団

財団法人米子市公園協会

(イ) 米子市が資本金(出資金)を1/2未満出資(出損)している法人

財団法人中海水鳥国際交流基金財団

社会福祉法人米子市社会福祉協議会

財団法人米子市学校給食会

米子市土地改良協会

#### イ 処理状況

財団法人米子市教育文化事業団が、過去5年間の米子市公会堂、米子市文化ホール及び米子市淀江文化センターの利用状況について情報提供(公開請求によらないもの)を行った。

### (2) 個人情報保護制度

平成18年度は、請求等はありませんでした。

## 6 米子市日吉津村中学校組合の情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況

平成18年度は、請求等はありませんでした。

# 資 料



# 答 申

## 1 審査会の結論

異議申立人（以下「申立人」という。）が平成18年1月26日付けで行った「米子市長（以下「市長」という。）による同月23日付け公文書一部公開決定処分（発米福第2653号。以下「本件処分」という。）の取消しを求める異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）」については、棄却すべきである。

## 2 本件事案の経過

米子市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）において認定した本件事案の事実経過は、次のとおりである。

### 本件公文書公開請求

申立人は、平成18年1月10日、市長に対し、下記の公文書の写しの送付を求める公文書公開請求を行った。

### 〔請求する公文書の件名及び内容〕

障害程度区分認定モデル事業に係る文書のうち、 医師意見書で自閉症と診断された人の分、 厚生労働省へ送付した電子データ

### 本件処分

市長は、本件公文書公開請求に対し、平成18年1月23日、下記のとおり公文書一部公開決定処分を行い、申立人に通知した。

### ア 公開した公文書

障害程度区分認定モデル事業に係る文書のうち、 の厚生労働省へ送付した電子データ（フロッピーディスクに複製して送付）

### イ 非公開とした公文書（以下「本件非公開文書」という。）

障害程度区分認定モデル事業に係る文書のうち、 の医師意見書で自閉症と診断された人の分

### ウ 一部非公開の理由

米子市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1号に規定する個人に関する情報に該当し、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため

本件異議申立て

平成18年1月26日、申立人（公開請求者）から、下記の理由により、本件処分の取消しを求める異議申立てがあった。

[ 異議申立ての理由 ]

条例第7条第1号に該当しない。

### 3 本件異議申立ての主旨

本件非公開文書については、直接的な個人情報である氏名、生年月日、住所、電話番号等又は個人を識別するおそれのある情報である地域を特定する建物、作業所等を除き、公開すべきである。

### 4 申立人の主張の要旨

本件非公開文書は条例第7条第1号の個人情報には該当しない。

事業全般その他について（本件異議申立ての理由ではないので、見出しのみ表記する。）

ア 国の事業について

イ モデル事業について

ウ このデータの送付先について

エ アンケートについて

オ 非公開情報を提供することができる法令、条例について

カ 同意書の問題点について

キ 説明書について

ク 医師意見書について

ケ 意見説明書について

コ 立教大学の信頼性について

サ 厚生労働省が示した市町村審査会マニュアルについて

条例第7条第1号アについて

直接的な個人情報である個人の氏名、生年月日、住所、電話番号等、又は個人を識別するおそれのある情報である地域を特定する建物、作業所名等を不開示にして、多くの自治体は部分開示決定をしている。すなわち、全体が個人情報であるという理解ではなく、いくつかの部分に分割することができ、その中で公開できる部分を特定して、公開することができる情報があると判断をして部分公開処分をしている。さらに、この事業に関しては、個人識別情報であるかどうかの判断は、他の自治体

がどのように判断しているかが、慣行公の情報であるかどうかの有力な基準の一つであると考えます。そうすると、米子市が全部非公開とした処分は、理由がないということになる。

多くの自治体が開示決定をしていることをもって、慣行公にする情報であると主張する。厚生労働省も、障害者が承諾している範囲において、事例を公表している。

#### 条例第7条第1号イについて

この事業が障害程度区分認定事務及び介護給付費等支給決定事務に関する事務に関するものであるから、障害者にとっては、生命、身体、健康、生活を保護することに関係する情報であるということが出来る。この事業の内容は、この事業に協力した障害者の個人情報という側面と、この試行事業の結果が全部の障害者に適用されるという側面からは、この事業に協力していない障害者自身の生命、身体、生活の問題であるといえる。新たに始まる制度の可否を見定めるためには、試行事業を実施した行政が問題点を公表することが必要である。新しく制度が始まる日は決定されているけれども、その内容は、行政でも把握できない状況である。障害者自立支援法制度設計が十分でないことは明らかである。県、市区町村の担当者でさえも、分からないことだらけの新しい制度である。試行事業を実施した行政は、障害程度区分等に問題点があれば、問題点を明らかにすべきである。それを障害者と共有することにより、障害者支援制度が新しい制度に移行する際に、障害者が不利益を被るリスクが低くなると考える。このような意味において、同号イに該当する。

正しく障害を米子市長が理解しているかどうかを知るために、開示することが必要である。誤った障害理解により、不適切な支援決定がなされることにより、障害者の身体的、精神苦痛を与えるおそれがある。その結果、心身状況が悪化するおそれがある。障害を正しく理解して、その上での支援を決定する必要から、「障害者の生命、身体、健康」を保護するために、公開することが必要である。

#### 条例第7条第1号エについて

開示請求者に対して、試行事業の内容は非公開情報であるという理由で非公開処分をしているので、当然に、米子市に住所を有する障害者にも試行事業の内容、結果を公表していないことになる。新しい制度の概要が不透明な状況であることを前提とすると、試行事業に協力した人は、

米子市の障害者施策を評価することができなくなる、又は低く評価するということが推測される。制度設計が十分でないことは米子市の責任ではないけれども、新しい制度の不十分さについては、試行事業を通して実感しているので、そのことを公表することが障害のある人の利益に繋がる。障害のある人が米子市の障害者施策を評価することにも繋がると考える。さらに、新しい制度の問題点を公表することは、米子市の説明責任を果たすことになる。また、障害者との信頼関係を維持し、障害者施策を発展させるために、情報を公開することが必要であると考えられる。このような意味において、同号工に該当する。

誤った障害理解に基づいて、障害程度区分試行事業が実施されたことが、厚生労働省が作成した「市町村審査会委員マニュアル」によって明らかになった。即ち、調査員、審査会委員の障害についての知見の低さが明らかになった。正しく障害を理解する調査員、審査会委員を選任する必要がある。具体的に事例に基づく、障害に関する知見を有する調査員、審査会委員の選任の検討をする必要がある。正しい障害理解に基づいて、試行事業が実施されたことを確認することが、適切な障害状況に対応した障害程度区分の判定が行われることになるので、障害者の適切な、障害状況に対応した支援を受ける権利利益を守ることになる。

知的障害については、保護者が、専門家といわれている人より、知見があるというのは常識である。知的障害者団体の代表が審査会委員に委嘱する行政もある。

## 5 実施機関の主張の要旨

### 障害程度区分認定試行事業の実施経緯と内容

障害程度区分認定試行事業（本件公文書公開請求書には「モデル事業」と記載されているが、正式には「試行事業」である。）とは、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の施行（平成18年4月1日）に先立ち、同法に定める障害程度区分認定事務及び介護給付費等支給決定事務に関し、支給決定に関する調査や障害程度区分素案の試行を通じ、障害者等の心身の状態等に関するデータを収集し、障害程度区分の開発を行うとともに、新制度における新支給決定手続実施の際の実務上の課題を把握することを目的として実施された国の事業である。

米子市は、事業実施市町村（全国61市町村）の一に選定され、平成17年5月頃から、身体障害者・知的障害者・精神障害者各10名の計30名を対象として本事業を実施した。

本事業において事業実施市町村が行う具体的な事務は、次のとおりであり、米子市では、平成17年11月頃までに必要な事務（クを除く。）を完了した。

ア 対象者の選定

イ 認定調査員の選定

ウ 介護給付費等の支給に関する審査会（以下「市町村審査会」という。）の設置

エ 認定調査の実施

オ 医師意見書の入手

カ 一次判定結果及び3月サービス利用状況調査の報告

キ 市町村審査会の実施

ク 支給決定プロセスを行う場合は、必要な事務

ケ 試行結果の報告

#### 本件公文書公開請求の対象文書

本件公文書公開請求は、「障害程度区分認定モデル事業に係る文書のうち、医師意見書で自閉症と診断された人の分、厚生労働省へ送付した電子データ」の公開を求めるものであり、実施機関では、次のとおり、対象文書の特定を行った。

ア 「障害程度区分認定モデル事業」とあるのは、「障害程度区分認定試行事業」を指すものと判断した。

イ 対象者のうち自閉症と診断された人（2名）に係る関係文書及び電子データを抽出した。

ウ イで抽出した関係文書・電子データには、公開することができない個人情報が多く含まれているため、個人情報に該当するものをすべて除外し、本件公文書公開請求の対象文書のうち「厚生労働省へ送付した電子データ」のみについて公開を決定した。

#### 本件非公開文書の内容

本件非公開文書の件名及び内容は、次のとおりである。

ア 医師意見書

障害程度区分認定試行事業（以下「本件事業」という。）の対象者（自閉症関係のみ。以下「対象者」という。）を診断した医師の意見書であり、対象者の氏名、住所、連絡先、性別、生年月日等のほか、診断名、傷病の経過、治療内容、診察時点の病状、機能評価、予後の見通し

その他対象者に関する医師の具体的な意見が記載されている。

イ 認定調査票（概況調査）

対象者について、調査実施者により行った概況調査の記録票であり、対象者の氏名、住所、連絡先、性別、生年月日等のほか、障害等級、サービス利用状況その他対象者について勘案すべき事項が記載されている。

ウ 認定調査票（基本調査）

対象者について、調査実施者により行った基本調査の記録票であり、対象者の身体状況、行動状況、生活状況等に関する事項が記載されている。

エ 認定調査票（特記事項）

対象者について、上記イ・ウのほか、特記事項が記載された記録票である。

オ 同意書

対象者（代理人）の署名による、本件事業に協力する旨の同意書である。

カ 市町村審査会資料

市町村審査会に提出した資料であり、対象者の障害区分、年齢、性別のほか、一次判定結果、判定調査項目ごとの調査結果、中間評価項目得点等が記載されている。

本件非公開文書の非公開理由

本件非公開文書は、いずれも、対象者を特定し、その病状、行動、評価等の明らかな個人情報を記載した文書である。本件非公開文書は、カルテ、相談記録等と同様に、対象者個人と密接に関係する情報の集合体であるため、その全体が個人情報として保護されるべきである。したがって、本件非公開文書は、条例第7条第1号本文の規定に該当するものである。

なお、氏名、住所、生年月日、作業所名等の個人が識別でき、又はそのおそれのある情報を非公開として、他の部分は公開すべきという判断もあろうが、本市においては、下記の理由により、医師意見書で自閉症と診断された人の分の総体を非公開とした。

ア 個人情報の内容に病状、病歴などのセンシティブ情報を含むことから、より慎重かつ厳正な取扱いが必要であるとともに、対象者個人と密接に関係する情報の集合体であるため、その全体が個人情報として保護

されるべきであること。

イ 本市における対象者の数などを考慮すると、氏名、住所、生年月日、作業所名等を非公開にしさえすれば個人が特定されるおそれがない、とは断定できないこと。

ウ 仮に対象者自身が調査を受けたことを明らかにした場合、本人は調査を受けた事実のみを公表したつもりでも、結果として、市からその者の病状、病歴などが公開されていた、というケースが生じるおそれがあること。

情報公開制度は、市の説明責任と市民の知る権利を前提としたものであるが、そもそも「個人が特定さえできなければ、誰かのプライバシーやセンシティブ情報までも第三者が知ることができる」ことを認めた制度ではない。情報公開制度の上においても、個人情報に最大限に保護されるべきであり、その観点からは、情報公開には大きな制約が存在している。

個人情報であっても公開する場合及びその該当性

個人情報であっても、条例第7条第1号ただし書（同号ア～オ）の規定に該当する場合は、公開しなければならないが、本件非公開文書に記載された個人情報は、次のとおり、いずれもこれらの規定に該当しない。

ア 同号ア【法令、慣行等により公にされている個人情報】

本件非公開文書に記載された個人情報を公にし、又は公にすることを予定する法令、慣行等は、何ら存在しない。なお、他の自治体の判断が有力な基準の一つとなるということはない。

イ 同号イ【生命、身体等を保護するため公にすべき個人情報】

申立人の目的が明らかでないので、確定的な判断はできないが、客観的にみて、本件非公開文書に記載された個人情報を公にすることが、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため必要であるとは認められない。

本件事業が何らかの形で障害者の生命、身体、健康、生活等を保護することに関係するであろうことは認めるが、そのことと、本件事業における特定の対象者の個人情報を公開することとは、全く別の次元の問題である。

同号イの該当性は、特定の対象者の個人情報を公にすることが具体的かつ直接的に誰かの生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために必要であるか否か（非公開として保護される対象者の利益より公開して保護される誰かの利益が上回るか）で判断するべきであり、申立人の

意見から判断するに、本件においてその点の該当性は何ら認められない。

ウ 同号ウ【公務員等の職務遂行に関する個人情報】

対象者が公務員及び独立行政法人等の職員であるか否かを確認する以前に、本件非公開文書に記載された個人情報は、公務員等の職務遂行上の情報ではない。

エ 同号エ【公にすることが公益上必要な個人情報】

公開請求者の目的（公益性）が明らかでないので、確定的な判断はできないが、客観的にみて、本件非公開文書に記載された個人情報を公にすることが、公益上必要であるとは認められない。また、当該個人情報は、プライバシー性の高い情報やセンシティブ情報であるので、これを公にすることは、対象者の権利利益を不当に害するおそれがある。

本件事業や米子市の障害者施策に対する評価、米子市の説明責任、障害者施策の発展等の公益性と、本件事業における特定の対象者の個人情報を公開することとは、全く別の次元の問題である。

同号エの該当性は、特定の対象者の個人情報を公にすることが、その者の権利利益を不当に害するおそれがなく、かつ、公益上必要であるか否か（非公開として保護される対象者の利益より公開して保護される公益性が上回るか）で判断するべきである。当該個人情報がプライバシー性の高い情報やセンシティブ情報であって明らかに対象者の権利利益を不当に害するおそれがあること、本件非公開情報の公開が申立人が言うところの公益性に直結するものではないこと等から、本件においてその点の該当性は何ら認められない。

オ 同号オ【本人が公開に同意している個人情報】

本件事業において、本件非公開文書に記載された個人情報を公開することについて、対象者から同意は得ていない。また、本件公開請求に基づき、わざわざ対象者の同意の意思確認をすべき性質のものではない。

公開した文書の公開理由

公開した文書には、個人に関する内容が記載されてはいるが、その情報は、本件非公開文書から切り離され、統計のように加工、処理され、結果として特定の個人が識別できなくなっている。

したがって、公開した文書は個人情報を含む文書ではなく、条例第7条各号の規定に該当しないため、公開したものである。

6 審査会の判断



## 審査の経緯

市長から、平成18年2月9日、条例第17条第1項の規定に基づき、本件異議申立てについて当審査会に諮問があったことを受け、当審査会は、別表のとおり審査を行った。

## 争点の整理

本件異議申立ての主旨からすると、当審査会において判断すべき点は、本件非公開文書について、申立人が言うところの直接的な個人情報である氏名、生年月日、住所、電話番号等又は個人を識別するおそれのある情報である地域を特定する建物、作業所等（以下これらを「個人特定情報」と表記する。）を除き、公開すべきであるか否か（市長が本件非公開文書の全体を非公開としたことに違法性があるか否か）である。

したがって、当審査会では、本件非公開文書の実物を検証の上、本件非公開文書において非公開とすべき範囲、並びに条例第7条第1号ア、イ及びエの該当性を争点として審査を行った。

なお、申立人・市長双方から主張されているその他の点（正式な事業名、立教大学との関係、事業の内容についての異議、申立人の住所、氏名等を当審査会に開示していることの適否等）については、本件異議申立てに係る当審査会の判断に何ら関係する事項ではないので、審査において取り上げていない。

## 争点に対する判断

### ア 本件非公開文書において非公開とすべき範囲について

本件非公開文書が個人情報を含む文書であることについては、申立人・市長双方に争いはない。しかしながら、申立人は「個人特定情報を除き、公開すべきである」とし、市長は「対象者を特定し、その病状、行動、評価等の明らかな個人情報を記載した文書であり、カルテ、相談記録等と同様に、対象者個人と密接に関係する情報の集合体であるため、その全体が個人情報として保護されるべきである」とし、その点において双方の主張が食い違っている。

条例第7条第1号本文では、非公開情報として「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別す

ることはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しており、本件非公開情報がその規定に該当するか否かを検討する必要がある。

当審査会において本件非公開文書の実物を検証したところ、その内容に病状、病歴などのセンシティブ情報を含み、より慎重かつ厳正な取扱いが必要な文書であるとともに、米子市における対象者の数などを考慮すると、個人特定情報を非公開にしさえすれば個人が識別されるおそれはない、とは断定できない。

また、そもそも特定の対象者に係る医師診断書、調査票及び同意書は、たとえ個人特定情報を除外したとしても、第三者に公開するような文書ではない。その点からも、対象者の権利利益を害するおそれがあることは否定できない。

したがって、個人特定情報を含む本件非公開文書全体を保護すべき個人情報として取り扱うべきであり、その全体を非公開情報であるとした市長の判断に誤りはないと思料する。

#### イ 条例第7条第1号アの該当性について

本件非公開文書に記載された個人情報（全体あるいは個人特定情報を除外した部分のいずれであっても同様。ウ及びエにおいても同じ。）を公にし、又は公にすることを予定する法令、慣行等は、存在しない。

また、各自治体においては、それぞれの状況等に応じて、個別に公開・非公開を判断するのであって、仮に住所、氏名、生年月日、作業所名等を除外して公開した自治体が多数あったとしても、それら他の自治体の判断が米子市の判断にとっての基準として取り扱われることはない。

#### ウ 条例第7条第1号イの該当性について

同号イの該当性は、特定の対象者の個人情報を公にすることが具体的かつ直接的に人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために必要であるか否かで判断するべきである。

本件事業が障害者の生命、身体、健康、生活等を保護することに関係する事業であることは認められる。しかし、そのことをもって、特定の対象者の個人情報を公にすることが生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために必要であるとは認められず、まして、第三者たる申立人に公開する理由にはならず、本件においてその点の該当性は認められ

ない。

#### エ 条例第7条第1号エの該当性について

同号エの該当性は、特定の対象者の個人情報を公にすることが、その者の権利利益を不当に害するおそれがなく、かつ、公益上必要であるか否かで判断すべきである。

本件事業や米子市の障害者施策に対する評価、米子市の説明責任、障害者施策の発展等の公益性をもって、特定の対象者の個人情報を公開する必要があるとは認められず、まして、第三者たる申立人に公開する理由にはならない。加えて、当該個人情報がプライバシー性の高い情報やセンシティブ情報であって、これを公開すれば明らかに対象者の権利利益を不当に害するおそれがあること、本件非公開情報の公開が申立人の主張する公益性に直結するものではないこと等から、本件においてその点の該当性は認められない。

#### 結論

上記のとおり、当審査会においては、個人特定情報を含む本件非公開文書の全部を非公開としたことについて、条例の規定に基づく適正な処分であり、本件処分を取り消すべき違法性はないと思料する。

よって、本件異議申立てには正当な理由がないため、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

## 別表

( 処理経過 )

年 月 日	内 容
平成18年2月9日	実施機関から審査会に対して諮問（平成18年1月26日付け異議申立て）
平成18年2月14日	実施機関から異議申立人に対して、「諮問した旨の通知」を送付
平成18年2月23日 （本件に係る審査会第1回目）	事務局職員が審議内容を説明し、インカメラ（審査会の調査権限として、異議申立てに係る事項の調査審議に関して、実施機関に対し、非公開とした公文書の提示を求めて審査すること。）審理による審議
平成18年2月23日	実施機関に対して「意見説明書」の提出を要請
平成18年3月3日	実施機関から「意見説明書」を受付
平成18年3月6日	異議申立人に対して実施機関の「意見説明書」の写しを送付し、これに対する反論書の提出を要請
平成18年3月23日	異議申立人から「意見書」を受付
平成18年3月27日	実施機関に対して異議申立人の「意見書」の写しを送付
平成18年4月10日 （本件に係る審査会第2回目）	インカメラ審理による審議
平成18年4月11日	実施機関に対して異議申立人の「意見書に対する意見書」の提出を要請
平成18年4月17日	実施機関から「意見説明書に対する反論書」を受付
平成18年4月18日	異議申立人に対して実施機関の「意見書に対する反論書」の写しを送付し、これに対する「意見書」の提出を要請
平成18年5月11日	異議申立人から「意見書に対する反論書に対する意見書」を受付

年 月 日	内 容
平成18年5月16日	実施機関に対して異議申立人の「意見書に対する反論書に対する意見書」の写しを送付
平成18年5月18日 (本件に係る審査会第3回目)	インカメラ審理による審議
平成18年6月13日 (本件に係る審査会第4回目)	答申の検討
平成18年6月21日	答申の決定

# 答 申

## 1 審査会の結論

異議申立人（以下「申立人」という。）が平成18年7月11日付けで行った「米子市長（以下「実施機関」という。）による同年5月10日付け公文書一部公開決定処分（発米福第73号。以下「本件処分」という。）の取消しを求める異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）については、棄却すべきである。

## 2 本件事案の経過

米子市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）において認定した本件事案の事実経過は、次のとおりである。

### 本件公文書公開請求

申立人は、平成18年4月26日、市長に対し、下記の公文書の写しの交付を求める公文書公開請求を行った。

#### [ 請求する公文書の件名及び内容 ]

- ア 生活保護法に基づく世帯分割申請に係る審査基準及び処分基準一切
- イ 生活保護法に基づく転居に要する費用（移送費、敷金、家賃）の申請に係る審査基準及び処分基準一切
- ウ 生活保護法及び関係する法令、条例等（公示、通達、通知、規則、要綱等を含む）に置かれている世帯分割の根拠となる規定

### 本件処分

実施機関は、本件公文書公開請求に対し、平成18年5月10日、下記のとおり公文書一部公開決定処分を行い、申立人に通知した。

#### ア 公開した公文書

生活保護法に基づく転居に要する費用（移送費、敷金、家賃）の申請に係る審査基準及び処分基準一切

#### イ 非公開とした公文書（以下「本件非公開文書」という。）

(ア) 生活保護法に基づく世帯分割申請に係る審査基準及び処分基準一切

(イ) 生活保護法及び関係する法令、条例等（公示、通達、通知、規則、

要綱等を含む)に置かれている世帯分割の根拠となる規定

ウ 一部非公開の理由

文書不存在(生活保護法、同法施行令、同法施行規則、保護の実施要領のいずれにも、世帯分割という法令用語は無いため)

本件異議申立て

平成18年7月11日、申立人(公開請求者)から、下記の理由により、本件処分の取消しを求める異議申立てがあった。

[異議申立ての理由]

ア 本件処分は、米子市情報公開条例(以下「条例」という。)第1条及び第3条に違背し違法である。

イ 公文書一部公開決定通知書に付記された一部非公開の理由は、条例第11条の規定要件を満たしておらず、理由付記不備の違法並びに不当がある。

3 本件異議申立ての主旨

本件処分を取り消し、非公開とされた文書の公開を求める。

4 申立人の主張の要旨

本件処分は、条例第1条及び第3条に違背し違法である。

一部を公開しない理由について

条例の理由付記の規定から判断して、付記された理由では、規定要件を満たしていないと判断する。条例には、どの程度理由を記すべきかは、記載自体から理解し得るものでなければならぬとあるが、文書不存在の意味は理解できたが、「世帯分割」という法令用語は無いためとの間の合理的関連が無いと判断する。

また、法令用語がどのような意味で用いられていたのかも理解できなかったことから、処分庁の主観的判断過程の一端を示してもらえば、もう少し理解できたものとする。

実施機関の「処分決定理由及び処分庁の意見に係る説明書」に示されている文書不存在の記述は、理由の追完と判断するものであり、やはり、理由付記は、条例で規定する要件を満たしていなかったと考える。

審査基準等の文書不存在の理由としてもっとも納得できるものとしては、処分庁は認められないかもしれないが、当時行われた「世帯分割」は法律に根拠の無い処分であるというものである。

公文書不存在について

行政手続法は、法律に根拠のある処分であれば審査基準を作成し、公にしておく義務、処分基準を定め公にしておくよう努める義務を行政庁に課している。ここでいう行政庁とは、処分庁のことである。

審査基準は義務的であり、処分基準は努力義務と解する。国の機関委任事務としての処分を県知事や市長が行う場合であっても、審査基準の作成義務を負うのは、県知事や市長である。

よって、平成11年に行われた世帯分割の決定は機関委任事務としての処分であると考え、実施機関には文書は存在する（存在すべき）と判断する。

審査基準の具体的役割として、行政庁（処分庁）が基準を適用して、許認可の決定を行うことによって処分庁の判断から恣意が排除され決定の合理性が保障されることとなるが、審査基準が無いとすれば、保護の実施機関は当時、何を基準に「世帯分割」（被保護世帯を分ける）決定（処分）をしたのかという疑問は残る。

「世帯分割」という概念を生活保護法から導き出すとすれば、可能性としては以下のものである。

生活保護は生計を同じくする世帯を単位として行われており、保護の種類、方法、範囲も決められているが、入院患者などについては他の世帯員を保護するため「世帯分割」により個人を単位とすることができるという考え方が成り立つとすれば、「世帯分割」の根拠となる規定（条文）は存在することとなると考える。

よって、公開（写しの交付）はできるという結論に至る。

実施機関の主張の「本件公開請求に至る経緯について」等に対する反論

生活保護法に基づく「世帯分割」があったか否かであるが、あったと判断するのが妥当と考える。このことは、保護変更申請書提出者の申請書から明確に読み取れる。また、処分庁は、移送費、敷金等の交付（支出）を否定することができないし、その金銭が何のためのものか一番よく承知しておられると考える。

申請者の意図する「世帯分割」とは、一つの被保護世帯を二つに分け（分割）別々の住所、住居で別々に生活保護を受けたというものであり、現に申請者の要望どおり、認容処分（生活保護法による保護決定及び保護変更決定）がなされている。

また、生活保護法上の根拠は、「申請保護の原則」及び「申請による保護の開始及び変更」にある。あまり「世帯分割」という表記に、ここ



ではこだわる必要はないと考える。なぜならば、文言の表記、表現を変えても、その実体（本質）は変わらないからである。

申立人は「答申に記載されている以上、世帯分割という法令用語があるはず」と納得されなかったとあるが、これは事実と反する。なぜならば、「答申に記載されている以上、世帯分割という法令用語があるはず」という主張、論理は成り立たないと判断するからである。その理はよく知らない部分があるが、答申は法令用語で記述、作成しなければならない、というような規約、規定、規則等はないと判断するからである。それと、処分庁がどのような意味、定義に基づいて法令用語という文言を用いておられるのか、よく理解できない部分があるからである。

## 5 実施機関の主張の要旨

条例第1条、第3条の該当性について

条例第1条は、条例の目的として、「市政に関する情報に係る市民の知る権利及び市の説明責任にかんがみ、公文書の公開を求める市民の権利及び公文書を公開すべき市の義務を明らかにすることにより、市民と市との信頼関係を深めるとともに、市民の市政への参加を推進し、もって開かれた市政の実現に資すること」を掲げている。

また、条例第3条は、実施機関の責務として、第1項で「実施機関は、第1条の目的を達成するため、市政に関する情報に係る市民の知る権利を尊重し、かつ、市民に対する市の説明責任を全うすることを基本として、この条例を適正に運用しなければならない」旨を、第2項で「実施機関は、公文書の適正な管理に努めるとともに、必要な公文書の作成を怠ってはならない」旨を定めている。

本件処分の理由は「文書不存在」であり、公開請求に該当する対象文書が存在しないことによるものである。文書不存在の理由が存在すべき文書の紛失や未作成であれば、条例第3条の趣旨に反することにもなるであろうが、本件における文書不存在は、下記のとおり作成する必要のない文書及びそもそも存在しない文書であるため、本件処分は、上記の規定に違反するものではない。

ア 生活保護法に基づく世帯分割申請に係る審査基準及び処分基準一切

審査基準及び処分基準とは、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき、行政機関が法令に従って行う「申請に対する処分」又は「不利益処分」について、あらかじめ「申請に対する処分」については「審査基準」を、「不利益処分」については「処分基準」を定めることとされている。

生活保護法においては、世帯分割の申請という法令上の行為がない

ため、申請に対する審査基準及び世帯分割をすべき処分基準を定める必要がなく（定めようがなく）、これらは存在していない。

イ 生活保護法及び関係する法令、条例等（公示、通達、通知、規則、要綱等を含む）に置かれている世帯分割の根拠となる規定

生活保護制度においては、世帯分割という法令上の行為がないため、その根拠となる規定は存在しない。

理由の付記について

条例第 11 条第 3 項は、「非公開の理由は、その根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない」としている。

文書が非公開とされる理由は、文書は存在するが条例第 7 条の非公開事由に該当する、何らかの事情により文書自体が存在しない、のいずれかであり、条例第 11 条第 3 項は、その理由を明確に理解されるように記載すべきことを定めている。

本件処分では、まず「文書不存在」と記載した上、なぜ不存在なのかを説明するため「生活保護法、同法施行令、同法施行規則、保護の実施要領のいずれにも、世帯分割という法令用語は無いため」と記載しており、理由付記が不備という申立人の主張は失当である。

本件異議申立ての理由について

申立人の主張する理由付記の不備（条例第 11 条第 3 項違反）については、行政処分の取消要件になるとされている。これに対し、条例第 1 条・第 3 条違反については、当該処分自体の効力に影響を及ぼすものではない。

仮に、作成すべき文書が作成されていないため（条例第 3 条第 2 項違反）文書不存在として非公開となった場合においては、処分を取り消したところで公開される文書が存在しない以上、公開されることはなく、当初の非公開処分は維持されることとなる。したがって、条例第 1 条・第 3 条違反については、本件異議申立ての理由にはならないと考える。

本件公開請求に至る経緯について

申立人は、平成 16 年 9 月 30 日付けで、自己情報一部開示決定に対する異議申立てを行っている。当該異議申立ては平成 17 年 4 月 19 日付けで棄却となったが、当該異議申立てに係る米子市情報公開・個人情報保護審査会の答申において、「本件文書は、配偶者が実施機関に対して申立人との世帯分割及び転居に伴う移送費（転居に要する費用）を申

請するに当たって提出し、実施機関は、本件文書を生活保護法に基づく当該申請に対する決定を行うに当たっての根拠資料として收受し・・・」と記載されていたことから、申立人の考えとして、生活保護法に基づく「世帯分割に係る申請」があると判断され、本件公開請求をされたのではないかと思われる。

当該記載の内容は、当該審査会における口頭意見陳述等において担当職員から説明した事項であるが、その意味は、生活保護法に基づく移送費の給付申請が、世帯員の一部のみが転居する内容のものであったことから、「世帯を分割して転居すること（世帯分割及び転居）に伴う移送費の申請」と表示しているものであり、「生活保護法に基づく世帯分割・転居の申請」があるのではない。そこで用いた「世帯分割」という言葉は、生活保護法上何らかの意味を有する法令用語ではなく、一般的な国語の用例として、世帯を分けることを単に「世帯分割」と表記しているに過ぎない。

## 6 審査会の判断

### 審査の経緯

実施機関から、平成18年7月20日、条例第17条第1項の規定に基づき、本件異議申立てについて当審査会に諮問があったことを受け、当審査会は、別表のとおり審査を行った。

### 争点の整理

本件異議申立てについて当審査会において判断すべき点は、本件非公開文書を存在しないとした実施機関の決定が正当であるか否かである。したがって、当審査会では、申立人の主張する本件異議申立ての理由及び対象となる公文書の不存在の正当性を争点として審査を行った。

なお、申立人は口頭意見陳述の場で生活保護法による処分に対する不満について述べたが、それについては、本件異議申立ての内容とは直接関連のない事項であるので、当審査会においては取り上げない。

### 争点に対する判断

#### ア 条例第1条・第3条違反について

条例第1条は条例の目的、条例第3条は実施機関の責務を定めており、いずれも情報公開制度の根幹となる規定である。

本件処分における文書不存在について検証したところ、それらは存在すべき文書の紛失や作成すべき文書の未作成ではなく、条例第1条・第3条に違反している点は認められない。

#### イ 理由付記について

本件処分では、公文書一部公開決定通知書において、「文書不存在」と記載した上、「生活保護法、同法施行令、同法施行規則、保護の実施要領のいずれにも、世帯分割という法令用語は無いため」と記載しており、理由付記の不備は認められない。

#### ウ 公文書不存在の正当性について

当審査会で検証した結果、生活保護法その他関係法令において「世帯分割」という法令用語がなく、生活保護制度において「世帯分割」という法令上の行為がないことを確認した。

したがって、「世帯分割」に係る審査基準及び処分基準並びに根拠規定が存在していないことは明白であり、これらを不存在とした実施機関の決定に違法はない。

#### 結論

上記のとおり、当審査会においては、本件処分を取り消すべき違法性はないと思料する。

よって、本件異議申立てには正当な理由がないため、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

## 別表

( 処理経過 )

年 月 日	内 容
平成18年7月20日	実施機関から審査会に対して諮問（平成18年7月11日付け異議申立て）
平成18年7月25日	実施機関から異議申立人に対して、「諮問した旨の通知」を送付
平成18年8月8日 （本件に係る審査会第1回目）	事務局職員が審議内容を説明
平成18年8月9日	実施機関に対して「意見説明書」の提出を要請
平成18年8月18日	実施機関から「意見説明書」を受付
平成18年8月18日	異議申立人に対して実施機関の「意見説明書」の写しを送付し、これに対する反論書の提出を要請
平成18年8月21日	実施機関から「意見説明書」の一部訂正を受付
平成18年8月22日	異議申立人に対して実施機関の「意見説明書」の一部訂正の写しを送付
平成18年9月8日	異議申立人から「反論書」を受付
平成18年9月12日	異議申立人から口頭意見陳述の申出及び意見書の提出についての要望を受付
平成18年9月15日 （本件に係る審査会第2回目）	審議
平成18年9月19日	実施機関に対して異議申立人の「意見説明書に対する反論書」の写しを送付
平成18年9月29日 （本件に係る審査会第3回目）	異議申立人による口頭意見陳述（異議申立人から「意見書」を受付）
平成18年10月10日 （本件に係る審査会第4回目）	審議
平成18年10月31日 （本件に係る審査会第5回目）	答申の検討及び決定

# 答 申

## 1 審査会の結論

異議申立人（以下「申立人」という。）が平成18年8月9日付けで行った異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）については、棄却すべきである。

## 2 本件事案の経過

米子市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）において認定した本件事案の事実経過は、次のとおりである。

### 本件に係る公文書公開請求

平成18年5月29日、公文書公開請求者（以下「公開請求者」という。）は、米子市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、米子市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、下記の公文書の閲覧及び写しの交付を求める公文書公開請求を行った。

〔請求する公文書の件名及び内容〕

「伯耆の国よなご文化創造計画・素案」に係る文書で、担当職員から情報提供のあった下記文書綴

1. 平成16年12月に「検討委員会予算（詳細メモ523,000円）」を平成17年度暫定予算として提出を伺った文書及び関連文書のすべて
2. 同上文書（平成16年12月）以後に作成した全文書（綴）で、平成17年度末までのすべての文書

### 公文書公開第三者意見照会

実施機関は、本件に係る公文書公開請求の対象文書を確認したところ、非公開情報を含む可能性がある下記の文書（以下「対象文書」という。）があったので、財団法人米子市教育文化事業団（旧財団法人淀江町教育文化事業団の合併による権利承継者）及び申立人に対し、条例第13条第1項の規定に基づき、平成18年6月9日付けで公文書公開第三者意見照会（以下「第三者意見照会」という。）を行った。

ア 旧財団法人淀江町教育文化事業団と申立人との間で平成14年4月に締結された複写機に係るトータルサービス契約書

イ 同上のトータルサービス契約条項

本件に係る公文書公開請求に対する公開等決定の延長

実施機関は、第三者意見照会を行うことに伴い、条例第12条第2項の規定に基づき、本件に係る公文書公開請求に対する公開等決定の期限を30日間(平成18年7月31日まで)延長し、同年6月9日付けで公開請求者に通知した。

#### 第三者意見照会に対する回答

第三者意見照会に対し、平成18年6月15日付けで申立人から、公開に反対するとして、次の内容の意見書が実施機関に提出された。なお、財団法人米子市教育文化事業団からは意見書の提出はなかった。

#### 〔意見書の内容〕

個人情報として、自社の「プライバシーポリシー」に該当するため、第三者への開示は必ずしも適切ではないと考える。

トータルサービス契約書のトータルサービス料金の公開は、価格が公開されることに他ならないが、これにより市場の混乱を誘発しかねないとともに、競合ビジネス社会の中で、自社がビジネス継続において大きなリスクを受けることを危惧する。

トータルサービス契約条項も、自社のビジネス戦略を含めた顧客との契約明細が公開となるため、自社がビジネス展開するにおいて、大きなリスクを受けることになる。

#### 本件処分

実施機関は、上記回答を受けたが、対象文書には非公開情報が含まれていないと判断し、本件に係る公文書公開請求に対し、平成18年7月13日、条例第11条第1項の規定に基づき、公開実施日を同年8月10日とする公文書一部公開決定処分(対象文書についてはすべて公開)を行い、公開請求者に通知した。

#### 本件処分に係る公文書公開決定第三者通知書

実施機関は、申立人に対し、平成18年7月13日付けで、条例第13条第4項の規定に基づき、下記のとおり対象文書を公開する旨の公文書公開決定第三者通知書を送付した。また、同月20日に補足説明書を送付した。

#### ア 公開決定の理由

申立人から提出のあった意見書を踏まえて、対象文書の内容に条例第7条第2号に該当する非公開情報が含まれているか否かの判断を行った。

まず、当該規定は、法人等に関する情報について、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは非公開に該当すると規定している。加えて、当該規定の「正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、法人等の生産・技術・販売

上のノウハウ等の情報で公にすることにより社会的信用、若しくは社会的価値が低下するものである。

したがって、対象文書の内容の性質上、条例第7条第2号に該当する非公開情報には当たらず、公開することが適当と判断した。

#### イ 公開実施日

平成18年8月10日

#### 本件異議申立て

平成18年8月9日、申立人から、行政不服審査法第6条の規定に基づき、本件処分（申立人に関係する部分に限る。以下同じ。）の取消しを求める異議申立てがあった。

#### 本件処分に基づく公開の実施の一部保留

実施機関は、本件異議申立てが提起されたことから、平成18年8月10日に予定していた公開実施のうち、対象文書及び関連する下記文書（対象文書とほぼ同一内容であるが、契約の当事者が旧淀江町（現米子市）であり、米子市の公金の支出に関する契約書であることから、実施機関は第三者意見照会をすることなく公開と判断していたもの。以下これらを「本件文書」と総称する。）の公開を保留することとし、公開請求者に同日、「公文書一部公開決定に係る公開文書の一部公開保留について（通知）」の通知を行った。

ア 旧淀江町と申立人との間で平成15年10月31日に締結された複写機に係るトータルサービス契約書

イ 同上のトータルサービス契約条項

### 3 本件異議申立ての主旨

本件処分の取消しを求める。

### 4 申立人の主張の要旨

実施機関は、「トータルサービス契約書」及び「トータルサービス契約条項」の内容は、条例第7条第2号に該当する非公開情報には当たらないと判断しているが、当該契約書第5条（トータルサービス料金）並びに当該契約条項第3条（契約期間満了後の措置）第1項、第4条（トータルサービス料金の計算）第6項及び第7項については、下記の理由で非公開情報に該当するというべきである。

ア 条例の解釈に当たり、条例第7条第2号アは、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」について、公開請求があっても公開しな



いものとする旨規定しているが、あくまで「おそれ」で足りると明記しているのであるから、正当な利益が具体的に害されることが客観的に明白であることまでは要さず、法人等の正当な利益が侵害される蓋然性が抽象的に認められれば足りると解するべきである。

イ 申立人は、当該複写機メーカーの特約店であり、原則として同社の機械のみの販売及び保守契約を取り扱っているが、下記の条項は申立人及び同社の機械に特有な項目であり、これらの情報を公開することは、申立人にとって、同社以外のメーカーの機械を取り扱う競業者に対し、営業戦略上の内容を公開することになり、申立人の正当な利益を害するおそれが高い。

(ア) 「トータルサービス契約書」第5条（トータルサービス料金）について

トータルサービス料金の設定方法（最低コピー料金の定め及びコピー枚数による単価の設定）及び設定単価についての情報は、申立人の競業者にとって、有利な価格設定等を行う際の重要な手がかりとなるものである。さらに、トータルサービス契約における価格設定は各顧客ごとに幅のある性質のものであり、過去の利用状況や今後の利用見込みなどから価格設定を行うものであるが、申立人が個別の顧客とどのような契約を行っているかが競業者に知れると、競業者が当該顧客に対し、より有利な価格設定を提示するのは極めて容易になり、申立人の正当な利益が害される蓋然性が高いので、申立人にとって個々の顧客との間の設定価格は秘密にすべき必要性が高い情報である。

(イ) 「トータルサービス契約条項」第3条（契約期間満了後の措置）第1項 について

契約期間満了後の措置についての情報は、契約期間満了後の申立人の保守体系に関わる記述であるが、競業者の対応とは異なると思われる保守体系のノウハウである。かかる申立人のノウハウが競業者に知れると、競業者がユーザーと新規に契約する際に、競業者が有利に契約する題材に利用される蓋然性があり、申立人の正当な利益を害するおそれがある。

(ウ) 「トータルサービス契約条項」第4条（トータルサービス料金の計算）第6項について

同条項は他の機種に関わる特例事項であり、本件契約には適用のない条項であるが、カウントに関する特殊な記述が競業者等によって一義的に悪用されると、申立人の新規商談にとってリスクとなる蓋然性があり、申立人の正当な利益を害するおそれがある。

(エ) 「トータルサービス契約条項」第4条（トータルサービス料金の

計算)第7項について

同条項は最低コピー料金の定めに関する条項であるが、他社と厳しく競合している商談において、最低コピー料金の定めという申立人の料金設定を競業者が認知することで、競業者が商談を有利に展開する可能性があり、申立人の正当な利益を害するおそれがある。

以上のとおり、申立人にとって本件情報は公開されないことについて価値のある情報であり、公にすることにより、申立人の競争上の地位を害するおそれがある情報と言うことができ、本件契約書及び契約条項のうち、上記の情報は、条例第7条第2号の非公開情報に該当する。

市の会計をチェックするというような目的で情報公開制度を利用する者に対して、本件文書を公開することは理解できるが、当該目的でない場合(競業者からの請求等)にまで本件文書を公開することは、申立人の正当な利益を害するおそれが生じるため、納得できない。1回限りの売買契約や請負契約ではなく継続的なサービス契約であるトータルサービス契約は、中途解約ができるため、より有利な条件を提示した競業者にサービスを変更することができる。

したがって、顧客とどのような契約を行っているかが競業者に知れると、申立人の正当な利益が害される蓋然性が高いので、申立人にとって個々の顧客との間の設定価格は、秘密にすべき必要性が高い情報である。

## 5 実施機関の主張の要旨

情報公開制度の目的について

条例第1条においては、「市政に関する情報に係る市民の知る権利及び市の説明責任にかんがみ、公文書の公開を求める市民の権利及び公文書を公開すべき市の義務を明らかにすることにより、市民と市との信頼関係を深めるとともに、市民の市政への参加を推進し、もって開かれた市政の実現に資すること」を目的として掲げている。また、条例第3条第1項では、実施機関の責務として「実施機関は、第1条の目的を達成するため、市政に関する情報に係る市民の知る権利を尊重し、かつ、市民に対する市の説明責任を全うすることを基本として、この条例を適正に運用しなければならない」旨を定めている。

市の保有する公文書は、条例第7条の規定に基づき、公開することが原則であり、同条各号において例外的に非公開情報を定めているに過ぎない。したがって、同条各号の該当性(非公開情報)の認定に当たっては、厳格に要件審査を行うことが予定されていると解するべきである。

情報公開制度の中では、市の様々な行政活動に係る多種多様な情報に

ついて、個人情報などの特定の情報を除き、市の責務として自らが積極的に情報を公開し、市の行政の透明性を高めることが何よりも重要なことである。同時に、市の保有する情報のうち、公金の歳入・歳出の流れを明瞭にし、市の説明責任を全うするためにも、市の締結する契約関係書類の公開は、当然に行うべきことである。

#### 条例第7条第2号アの解釈について

申立人は、理由書の中で、条例第7条第2号アの「おそれ」の解釈について、「正当な利益が具体的に害されることが客観的に明白であることまでは要さず、法人等の正当な利益が侵害される蓋然性が抽象的に認められれば足りると解すべきである」としている。

しかし、「おそれ」の解釈については、この条文のみの文理解釈としては成立する余地を認めることとしても、情報公開制度の主旨、目的に従って解釈されることが適当であり、結論的には、公開の対象となっている情報の内容と質、公正な企業活動を阻害し、その営業活動に及ぼす障害の程度、情報の機密性等を精査、検証する中で、実態に即して判断し、解釈し、運用していくべきものとする。

上記の条例の目的からすると、条例第7条第2号アの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると客観的に判断できることが必要である。「おそれ」と規定している意味は、正当な利益が害される可能性の有無を判断すべきということであるが、その判断に当たり、抽象的に認められれば足りるものではなく、客観的に「おそれ」があると判断できる必要がある。

#### 条例第7条第2号アの該当性について

##### ア 「価格設定」の秘密性について

申立人は、理由書の中で「トータルサービス契約における個々の顧客との間の設定価格は秘密にすべき必要性が高い情報」と断定し、それが公開されることにより会社の正当な利益を害されるおそれが高いと述べている。

競業者間において相手方の情報を入手することが、その営業活動を有利に進めていく上で重要な要件であることを否定するものではないが、それが入手された側の正当な利益を害するか否かは、あくまでその情報の質、内容、秘密性によって判断されるべきである。

一般的に契約事務を競争入札で行う場合の各応募業者間の設定価格は、その場で読み上げられることになっており、随意契約の場合に事

後その内容（価格）を公知しないという合理的な理由は存しない。さらに、価格設定については、その時々々の社会情勢、需要と供給、競業者の数などの様々な要因に左右され、固定的なものになりにくいものである。したがって、契約締結後、既に4年を経過している現時点において、設定価格の公表により公正な企業活動が阻害されるおそれは非常に低いものとする。

情報公開制度を適切に運用していく上で、市が行う契約事務において、相手方と「いつ」、「何を」、「いくらで」、「何のために」契約を交わすのかといった事項は、契約書の主要な内容を構成するものであり、契約書を公開請求する請求者にとって、最も知りたい事項と考えられ、設定価格を公表の除外とすることは、情報公開制度を形骸化させることにつながるものになりかねない。

#### イ 「契約満了後の措置」について

申立人は、理由書の中で、「保守体系のノウハウを競業者が知ることにより、有利な契約を締結する題材に利用され、正当な利益を害されるおそれがある」と述べている。

この保守メンテナンスについては、契約締結当時に財団法人淀江町教育文化事業団が申立人を随意契約の相手方として選定する際にどの程度のウエイトを置いていたか定かではないが、通常の場合この保守条項を主たる理由として契約を締結したとは考えられず、また、契約期間満了時点以降の措置についての選択肢を提示されているものの、具体的な金額などの明示はなく、直ちに競業者がこの情報を入手することにより、今後の申立人の営業利益を損なわせる要因になるとは、判断し得ないものとする。

#### ウ 「トータルサービス料金の計算」について

(ア) 申立人は、理由書の中で、「トータルサービス契約条項第4条第6項は、他の機種に関わる特例事項であり、本件契約には適用のない条項であるが、カウントに関する特殊な記述が競業者等によって一義的に悪用されると、申立人の新規商談にとってリスクとなる蓋然性がある」と述べている。

その具体的な内容については承知していないが、本件契約に適用のない条項でありながら記載されているという事実からしても、この点がさほど重要な情報であるとは思われない。

(イ) 申立人は、理由書の中で、「最低コピー料金の定めについては、競業者が知ることにより、商談を有利に展開する可能性があり、申立人の正当な利益を害されるおそれがある」と述べている。

申立人が指摘するトータルサービス契約条項第4条第7項は、最低プリント料金の適用に当たって、契約期間が1月に満たない場合等のプリント料金の計算式に関する規定と考えられるが、この規定自体申立人が主張する「他社と厳しく競合している商談」の成否を大きく左右する要因となるものとは考えられない。

この規定については、一般的に賃借人と賃貸人とが対等に契約を履行する上での原則的、かつ基本的な規定として理解することが適当であり、したがって、この規定が競業者に漏れることから直ちに申立人の正当な利益を害するおそれがあるとの申立人の主張は、根拠が希薄なものと思料する。

### 結論

上記のとおり、実施機関としては、本件に係る公文書公開請求に応じ、適正な公文書の公開を行っており、本件処分には何ら違法・不当な点はない。したがって、本件異議申立てには理由がないので、棄却されるべきである。

## 6 審査会の判断

### 審査の経緯

実施機関から、平成18年8月18日、条例第17条第1項の規定に基づき、本件異議申立てについて当審査会に諮問があったことを受け、当審査会は、別表のとおり審査を行った。

### 争点の整理

本件異議申立てについて判断すべき点は、本件文書を公開とする実施機関の決定が正当であるか否かである。したがって、当審査会では、本件文書が条例第7条第2号アに該当するという申立人の主張について、次号に掲げる項目を争点として審査を行った。

### 争点に対する判断

#### ア 公開請求の目的等による取扱いの相違の是非について

申立人は、「市の会計をチェックするというような目的で情報公開制度を利用する者に対して、本件文書を公開することは理解できるが、当該目的でない場合(競業者からの請求等)にまで本件文書を公開することは、申立人の正当な利益を害するおそれが生じるため、納得できない」と主張している。

条例は、第1条において「市政に関する情報に係る市民の知る権利

及び市の説明責任にかんがみ、公文書の公開を求める市民の権利及び公文書を公開すべき市の義務を明らかにすることにより、市民と市との信頼関係を深めるとともに、市民の市政への参加を推進し、もって開かれた市政の実現に資すること」を目的として掲げている。このことから、情報公開制度は、公開請求する目的を問わず、何人にも公開請求権を認め、公開に際しては誰に対しても等しく行われるべきものである。

したがって、公開請求者が誰であっても、あるいは公開請求の目的がどのようなものであっても、公開・非公開の決定は、条例第7条各号の非公開情報に該当するか否かで判断しなければならない。

#### イ 公金の使途の明確化の観点について

地方公共団体が締結する契約における価格その他の契約内容については、条例第1条に定める「市政に関する情報に係る市民の知る権利及び市の説明責任」からして、当然に公開されるべき情報である。

一般の経済的取引における契約内容の公開は、契約当事者にとって必ずしも好ましいことではなく、当事者において何らかの悪影響が及ぶことを危惧することは、決して理解できないものではない。しかしながら、地方公共団体と契約を締結する者は、上記の情報公開制度の趣旨及び公金の使途の明確化の観点から、契約内容の公開について、民間で契約する場合とは異なる制約を受けざるを得ない。

したがって、地方公共団体と契約を締結する者にとっては、その契約内容が公開されることは当然に受忍すべきことであり、その情報がその者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため非公開にすべきと判断するには、当該公開により、その者の営業上の秘密及びノウハウが明らかになる等の事情が客観的かつ具体的に認められる必要がある。

#### ウ 条例第7条第2号アの該当性について

当審査会は、上記ア・イに掲げる前提を踏まえた上で、本件文書について条例第7条第2号アの該当性を検証した。

条例第7条第2号アは、公開しないことができる情報として、「法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

確かに、本件文書が公開されることにより、申立人の複写機に係る

トータルサービス契約書の内容が明らかになり、競業者がより有利な条件で実施機関に売り込む可能性があるなど、同業者間の競争が起こることはあり得る。しかし、これは自由経済社会において当然に想定される範囲内の行為であって、同業者間の競争に伴う申立人の利益侵害の蓋然性が当該規定にいう「正当な利益を害するおそれ」に該当するとは認められない。

また、本件文書を公開したとしても、申立人の相手方に対する複写機の設定価格等が明らかになるに過ぎず、非公開情報とすべき申立人の営業上の秘密及びノウハウが明らかになるおそれがあるとは認め難い。

したがって、本件文書の公開により、申立人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めることはできない。

#### 結論

上記のとおり、当審査会においては、本件処分を取り消すべき違法性はないと思料する。

よって、本件異議申立てには理由がないため、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

## 別表

( 処理経過 )

年 月 日	内 容
平成18年8月18日	実施機関から審査会に対して諮問（平成18年8月9日付け異議申立て）
平成18年8月25日	実施機関から申立人及び公開請求者に対して、「諮問した旨の通知」を送付
平成18年9月15日 （本件に係る審査会第1回目）	実施機関に対して「意見説明書」の提出を依頼 実施機関から「意見説明書」を受付 事務局職員が審議内容を説明し、実施機関の「意見説明書」を基に審議 申立人に対して実施機関の「意見説明書」の写しを送付し、これに対する反論書の提出を要請
平成18年10月10日 （本件に係る審査会第2回目）	審議
平成18年10月31日 （本件に係る審査会第3回目）	審議
平成18年11月10日	申立人及び実施機関に対し、口頭意見陳述を要請
平成18年11月20日 （本件に係る審査会第4回目）	申立人及び実施機関による口頭意見陳述
平成18年12月5日 （本件に係る審査会第5回目）	審議
平成18年12月26日 （本件に係る審査会第6回目）	答申の検討及び決定



平成18年度 米子市情報公開制度・個人情報保護制度運用状況報告書

米子市総務部総務管財課情報公開係

〒 683 - 8686 米子市加茂町一丁目1番地

TEL 0859-23-5352

FAX 0859-23-5390